

UBC情報



発行：2023年6月1日

No. 276

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

源泉所得税の納期特例を受けている場合、1月～6月分の源泉税の納期限は7月10日(月)です。

また社会保険関係では算定基礎届の提出、令和4年度労働保険料等の申告・納期限も同じく7月10日(月)となっています。

トピックス

令和5年度改正による贈与制度の見直し

令和5年度税制改正では、贈与に係る課税制度について次のような見直しが行われ、令和6年以後の贈与について適用されます。

◆暦年課税における生前贈与加算の見直し◆

贈与を受けた年ごとに課税（基礎控除110万円）する「暦年課税」について、贈与者が亡くなった際に贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間が見直されます。

現行、被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けた財産は相続財産に加算されますが、この加算期間を相続開始前「7年以内」に拡大します。ただし、延長される4年間（相続開始前3年超7年以内）における贈与については、総額100万円まで相続財産に加算されません。

なお、改正は令和6年以後の贈与に適用されるため、令和9年以後の相続から3年を超える加算期間となります（7年間となるのは令和13年以後）。

◆使い勝手がよくなる相続時精算課税◆

贈与税・相続税を通じた課税を行う「相続時精算課税」は、原則60歳以上の父母・祖父母などから18歳以上の子・孫などに対する贈与の場合に、暦年課税に代えて適用できる制度です（選択した贈与者が亡くなるまで適用されます）。

改正により、本制度を適用した場合でも年110万円まで課税しない基礎控除が設けられ、年110万円以下の贈与は申告不要となります（相続財産に加算されません）。

また、本制度により贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時に課税価格を再計算する見直しが行われます。

【相続に関して、早期の遺産分割を促す新たなルールができました】

相続発生後に遺産分割がされずに長期間放置されるケースを解消するため、本年4月に施行された民法改正により、相続開始から10年経過後に行う遺産分割は、原則として特別受益（生前贈与など）や寄与分（療養看護など）を考慮した具体的相続分ではなく、法定相続分又は遺言による指定相続分によって画一的に行うこととされました。

これは施行前に開始した相続にも適用されますが、施行時点で既に相続開始から5年を超える期間が経過している場合は、5年間の猶予期間（令和10年3月まで）があります。

なお、10年経過後でも相続人全員が合意をすれば、具体的相続分による遺産分割は可能です。



◆法人版事業承継税制（特例措置）の期限◆

法人版事業承継税制（非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度）には、「一般措置」と平成30年度税制改正において10年間（平成30年～令和9年）の措置として創設された「特例措置」があり、特例措置の適用を受けるためには「特例承継計画」を提出する必要があります。

＜特例承継計画の提出は令和6年3月までに＞

本税制は、後継者が経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与・相続等により取得した場合に一定の要件のもと、贈与税・相続税の納税を猶予又は免除する制度で、特例措置については*全株式が納税猶予の対象、*納税猶予割合は贈与税・相続税ともに100%、*雇用確保要件（承継後5年間平均8割の雇用維持）を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能など、一般措置を拡充した制度となっています。

なお、一般措置も特例措置も円滑化法の認定が適用の前提となりますが、特例措置については会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を、令和6年3月までに都道府県知事に提出して確認を受けることが必要となります。

＜令和9年12月末までの贈与・相続等に適用＞

また、一般措置には適用期限は設けられていませんが、特例措置は事業承継を集中的に進めるための時限措置であることから、令和9年12月末までに非上場株式等を贈与・相続等により取得することが要件となります。

特例措置の適用を検討する場合は、特例承継計画の提出期限や贈与・相続等の適用期限がありますので、早期に取り組むことが重要です。

◆給与明細書等の電子交付に関する承諾手続◆

支払者から受給者に交付する源泉徴収票等は、書面交付のほか、あらかじめ受給者の承諾を得ることで電子交付ができるとされています。

令和5年度税制改正により、「給与支払明細書」及び「給与所得の源泉徴収票」について電子交付の承諾を得ようとする際は、「支払者が定める期限までに承諾に係る回答がない時は承諾があったものとみなす」旨を通知し、期限までに回答がない場合には承諾を得たものとみなされることとなりました（令和5年4月1日以後に適用）。



◆iDeCo（イデコ）の税制優遇と注意点◆

iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者は年々増加しており、本年3月末時点で約290万人（前年比21.4%増）となっています。

＜掛金拠出・運用・受給時の3つの税制優遇＞

iDeCoは、加入者が掛金を拠出して運用を行い、公的年金（国民年金や厚生年金）に上乗せして給付を受け取ることができる私的年金制度です。

昨年の制度改正により加入可能年齢が拡大し、基本的に20歳以上65歳未満の公的年金の被保険者が加入できるようになったほか、企業型確定拠出年金の加入者もiDeCoに加入しやすくなりました。

iDeCoに加入する場合は、取扱金融機関（運営管理機関）を選び、自ら運用商品を決めて運用することになりますが、掛金の拠出時や運用時、受給時に次のような税制の優遇措置を受けられます。

◎掛金の拠出時……加入者によって掛金の拠出限度額は異なりますが、全額が所得控除の対象です。

◎運用時……運用益は非課税で再投資されます。

◎受給時……受給年齢（60歳以降）に到達し、年金で受給する場合は公的年金等控除、一時金で受給する場合は退職所得控除を受けることができます。

＜原則60歳になるまで資産の引き出しは不可＞

iDeCoは、上記のような税制優遇を受けられますが原則として60歳にならないと年金資産（拠出した掛金と運用益）を引き出すことができません。

また、60歳から年金資産を受給するには、60歳時点でiDeCoに加入していた期間等（確定拠出年金の通算加入者等期間）が10年以上であることが必要となり、10年に満たない場合には受給できる年齢が繰り下げられます。



編集後記

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザ等と同じ5類感染症に移行しました。日常生活ではあまり移行前後の差を感じられませんでした。が、県外へ出かけた際、街中に外国人観光客があふれており驚きました。コロナ前の日常が少しずつ戻ってきており嬉しく思います。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 276

発行：2023年6月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：http://ubc-net.com

所属：(一財)総合福祉研究会

介護

財務省が介護の改革の必要性を強調

～財源としては保有金融資産の使用も視野に入れた議論となってくるか～

◆5月11日に開かれた財政制度等審議会財政制度分科会で、団塊世代が85歳以上となる「10年後」には介護費用が激増することが確実である一方、介護費用を支える保険料・公費負担の上昇や介護サービスを支える人材確保には限界があるとして、財務省は①ICT機器の活用による生産性の向上と人員配置の効率化、②業務の効率化と経営の協働化・大規模化介護の改革、③給付の効率化(介護報酬改定、利用者負担、給付範囲の見直し)を3年に1度の制度見直しにおいて、毎回、着実に進める必要性を強調しました。

介護関係団体からは、介護分野における水道光熱費や給食費その他の物価高騰、またインフレ率を超える賃上げに向けた対策に関する要望が強く求められていますが、財務省の資料では、産業界全体、とりわけ中小企業や中小サービス業がコロナ前から年ごとに収益が変動する一方で、介護事業の収益は、直近のコロナ禍で業態間の多少の異同はあるものの、安定した伸びを示している、としています。

また、主に介護事業を運営する社会福祉法人においては、平均して費用の6か月分前後の現預金・積立金等を保有しており、直近まで毎年、現預金・積立金等の額も増加していると指摘しています。これは昨年12月に開催された「第7回公的価格評価検討委員会」に厚生労働省が提出した資料「社会福祉法人の計算書類等について」の中で「収益規模が大きいくほど、現預金・積立金の規模は大きくなる。ただし、職員1人当たり現預金・積立金はどの収益規模であっても大きな差はないことから、大きな法人でも過大な現預金・積立金を保有しているとは言えない」と主張したことへの反論と考えられます。

社会保障制度の見直しと財源とはセットで検討されますが、財源として国民や事業者の保有する金融資産も視野に入れた議論が今後ますます活発化すると考えられます。

(社会福祉研究会)



介護職の平均給与も前年比で増額

～前号に続き、「賃金構造基本統計調査」から試算～

◆厚生労働省の「令和4年賃金構造基本統計調査」を用いて、介護職の年間給与について試算したものを解説します。年間給与は「きまって支給する現金給与額」と「所定内給与額」の差額を超過勤務手当と考え、所定内給与額と超過勤務手当を12倍して「年間賞与その他特別給与額(以下「賞与等」と言います。))」を加えることにより試算します。

介護職員(男)の年間給与試算額の平均額は390万円で、前年よりも11万円、率にして2.9%の増加です。年齢階級別に見ると、20～24歳では前年より4万円増の312万円で、25～44歳までの年齢階級では、いずれも10万円強増額しています。都道府県別に見ると、最も高かったのは岐阜県の454万円で、以下神奈川県、茨城県、千葉県と続きます。逆に最も低かったのは長崎県の284万円で、以下愛媛県、沖縄県、宮崎県と続きます。

介護職員(女)の年間給与試算額の平均額は348万円で、前年よりも10万円、率にして3.0%の増加です。概ねどの年齢階級も上昇していますが、年齢階級ごとの金額の差は、男よりは小さくなっています。都道府県別では、最も高かったのは大阪府の391万円で、以下神奈川県、兵庫県、千葉県と続き、最も低かったのは沖縄県の282万円で、山形県、宮崎県、山口県と続きます。

(社会福祉研究会)



医療

新型コロナウイルス感染症、2類相当から5類に移行
～WHOも「緊急事態宣言」の終了を発表しました～

◆感染症法では、感染力や症状の重さなどに応じて感染症を1～5類の5段階に分類していますが、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」と言います。)は、これとは独立した「新型インフルエンザ等感染症」として「2類相当」に位置付けられていました。1月27日に「本年5月8日から5類感染症に位置づける」ことが決定され、その通りに移行されました。同様に、世界保健機関(WHO)も「死亡率が低下し、医療システムへの負担が減少するなど、多くの国で生活が通常に戻っている」として2020年1月に宣言した「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の終了を5月5日に公表しました。

新型コロナの拡大に伴い取られた特例も5類への移行に伴い原則として終了しますが、利用者や職員らに感染者が発生してもサービスを安定的に続けられるようにする特例やワクチン接種の促進を図る特例は当面のあいだ継続されます。具体的には、障害福祉サービス等については4月28日付の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」、介護保険サービスについては5月1日付の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」等の事務連絡をご確認ください。

政府が定めてきた「基本的対処方針」や「業種別ガイドライン」は廃止されます。個人や事業者の判断に資するような情報は専門家の提言等も踏まえて提供されるとのことですが、今後は季節性インフルエンザと同様の取扱いとなり、種々の感染防止策について、政府として一律に求めることはしないとしています。

5類に移行したとはいえ今後も感染拡大や新たな変異株の出現の恐れもありうることから、引き続き感染に充分配慮しつつ事業を継続してください。
(社会福祉研究会)

人口減少

総人口12年連続減、1億2,494万人 うち日本人は1億2,203万人
～総務省が2022年10月1日時点の「人口推計」を発表しました～

◆総務省が4月12日に公表した「人口推計」によれば、2022年10月1日時点の外国人を含む総人口は、21年10月よりも55万5,501人減少して1億2,494万6,789人、うち日本人は74万9,964人減の1億2,203万5,23人でした。12年連続の人口減少で、日本人の減少数は過去最多となっています。

出生児数は79万9,486人(うち日本人78万2,089人)と前年より3万1,818人(同3万709人)減り、他方、死亡者数は153万102人(同152万1,435人)と、9万177人(同8万9,561人)増加しました。出生児数が死亡者数を下回る自然減少は16年連続になっています。

人口を国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成29年推計:出生中位・死亡中位)」(以下「平成29年推計」と言います。)と比較すると、2022年の人口は、総人口では約637千人多く、日本人人口では約43千人少ないものの、ほぼ推計どおりと言えます。しかし出生児数について見ると、80万人を下回るのは、平成29年推計では2033年の79万7,138人でしたが、それよりも11年早く下回ってしまいました。

総人口と日本人人口の差を外国人と定義すると、入国者数が出国者数よりも19万665人増えたこと等により、外国人は2年ぶりに増加して291万6,266人となりました。平成29年推計では223万6千人強なので、推計よりも68万人近く多くなっています。日本人1,000人当たり外国人数を計算すると、平成27(2015)年までは10人台前半で推移していましたが、その後増加を続け、前年はコロナの影響が減少しましたが、2022年は23.9人と過去最多となりました。

日本人の減少による労働不足等が外国人の増加により緩和されることは好ましいですが、そのための課題の把握と対応策の実施がますます必要となります。
(社会福祉研究会)

